

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠意見書

令和6年10月1日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 中山修



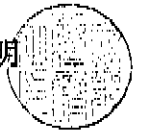
同復代理人

弁護士 今崎光智



同復代理人

弁護士 横澤秀明



令和6年9月17日付原告らの「意見書提出について」に対し、次のとおり、被告の意見を述べる。

第1 意見の趣旨

原告らが請求しようとする専門家（稲正樹・国際基督教大学元教授。以下、「稲元教授」という。）につき、人証調べをする必要はない（民事訴訟法181条1項）。

第2 理由

- 1 本件の主たる争点は、山口県知事が令和4年4月29日に行った、山口県護国神社への参拝に係る、旅費の支出命令等の財務会計上の行為の適法性である。

そして、原告は、その原因行為である参拝自体の違憲性・違法性を主張している。これに対し被告は、原因行為は、そもそも旅費の支出命令等の適法性に影響を与えない、と主張している（詳細は、被告第2準備書面10、11頁参照）。当然、被告は、原告らの主張に対して、多くの最判を援用して反論している。

- 2 稲元教授の立証趣旨（2）は、「最高裁判例が示したいわゆる目的効果基準の解釈」や「社会的儀礼」とあり、最高裁判例の考え方を前提として、その当てはめを立証しようとするもののようである。

つまり、最高裁の考え方や基準を批判したり、それ以外の考え方や基準を立証したりするものではないから、そのため、証言を求める必要は、原告らにとっても無い。

- 3 当てはめについても、「何があったか」について、同教授は目撃している訳でもないから、裁判所が稲元教授の証言を以て補充し判断する必要は無い。

- 4 示された稲元教授の専門分野等からして、原告の立証趣旨にふさわしい専門的知見を有するとは言い難い。

つまり、稲元教授の経歴、専門分野、及び著書や論文の執筆歴からすると、専門分野は比較憲法論のようであり、日本国憲法の中では平和主義を研究しているようである。そうすると、日本国憲法の定める政教分離の法理と、その「事実」についての当てはめに精通しているとは外形的には窺えず、私鑑定人としてふさわしいとは言い難い。

以上